

京都市告示第**370**号

洛西ふれあいの里保養研修センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市洛西ふれあいの里条例第19条ただし書の規定に基づき、洛西ふれあいの里保養研修センターの臨時開所（宿泊のための利用に限る。）について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年11月28日

京都市長 門川 大作

洛西ふれあいの里保養研修センターについて平成20年12月31日（水）から平成21年1月4日（日）までを臨時開所する。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）